

議案第78号

あきる野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月24日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

あきる野市子ども・子育て会議条例（平成25年あきる野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第3項」を「第72条第3項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。